

## 5. 認可申請提出書類一覧

### 早見表(認可申請書と添付書類)

※事前にご相談ください。  
 ※特記記載がない限り承継先に係る書類を作成・取得ください。

○提出部数 正本1部

提出書類		申請区分	譲渡	合併	分割	相続	備考	閲覧対象
○…提出必要 △…該当する場合提出 □…該当するいずれか提出必要 ▲…既に提出している場合には省略可								
様式第22号の5	譲渡及び譲受け認可申請書(第1面、第2面)		○					○
様式第22号の7	合併認可申請書(第1面、第2面)			○			被承継者である建設業許可業者が複数ある場合は、全員分について「第2面」を作成	○
様式第22号の8	分割認可申請書(第1面、第2面)				○			○
様式第22号の10	相続認可申請書(第1面、第2面)					○		○
	申請者と被相続人との続柄を証する書類					○	戸籍謄本等	
様式第22号の6	誓約書(健康保険等に関する届出について)		△	△	△		認可申請時に様式第7号の3及び社会保険関係の届書を提出したことを証する書面を提出しない場合に提出	○
様式第22号の11	誓約書(健康保険等に関する届出について)					△		○
別紙一	役員等一覧表(注1)		○	○	○	—		○
別紙二(承継)	営業所一覧表		○	○	○	○		○
別紙一(相続)			○	○	○	○		○
別紙三(承継)	専任技術者一覧表		○	○	○	○		○
別紙二(相続)			○	○	○	○		○
様式第2号	工事経歴書		○	○	○	○	・承継先に係るものを提出	○
様式第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額		○	○	○	○	※合併新設法人、新設分割法人を除く	○
様式第4号	使用人数		○	○	○	○	承継後(相続は認可後)の予定人数を記載	○
様式第6号	誓約書		○	○	○	○		○
—	登記されていないことの証明書	役員等(注2)及び令3条使用人全員のものが必要	○	○	○	○		
—	身分証明書		○	○	○	○	発行後3か月以内のものに限る	
様式第7号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)の証明書		□	□	□	□	規則第7条第1号イ該当の場合に提出	
様式第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(第一面～第四面)		□	□	□	□	規則第7条第1号ロ該当の場合に提出	
様式第7号別紙 様式第7号の2別紙一	常勤役員等の略歴書		□	□	□	□	様式第7号又は様式第7号の2(第一面)で証明された者全員分が必要	
様式第7号の2別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書		□	□	□	□	様式第7号の2(第二面から第四面)で証明された者全員分が必要	
様式第7号の3	健康保険等の加入状況		△	△	△	△	・申請時に提出可能な場合に提出 ・申請時に提出不可の場合は、承継日(相続は認可日から)から2週間以内に提出	○
—	社会保険関係の届書を提出したことを証する書面		△	△	△	△		
様式第8号	専任技術者証明書		○	○	○	○	承継元の専任技術者と承継先の専任技術者は、原則として、同一人物であること ※相続を除く	
—	合格証、実務経験証明書、監理技術者資格者証等		▲(注5)					
様式第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表		○	○	○	○	該当なしの場合「該当なし」と記載	○
様式第12号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等)の住所、生年月日等に関する調書		○	○	○	○	・全員分を提出 ・様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙に記載のある者については不要	
様式第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書		△	△	△	△	・様式第11号に記載した者について作成 ・様式第12号を作成した者については不要(提出省略)	
—	定款		○	○	○	—	法人である場合に提出	○
様式第14号	株主(出資者)調書		○	○	○	—	法人である場合に提出	
財務諸表(法人)	様式第15号	貸借対照表	○	○	○	○	・合併新設法人及び新設分割法人等、認可申請時に提出が困難な場合は、事業承継後速やかに提出のこと(許可基準を満たしていることの確認を行う)。この場合、認可の際に条件を付する。 [許可事務ガイドライン]	○
	様式第16号	損益計算書						
	様式第17号	株主資本金等変動計算書						
	様式第17号の2	注記表						
	様式第17号の3	附属明細表(注3)						
(個人)	様式第18号	貸借対照表	○	○	○	○	・法人の場合、提出 ・個人の場合、個人事業の支配人登記がされている場合に提出	○
	様式第19号	損益計算書						
—	商業登記簿謄本 (※)		○	○	○	△	(※)合併により新設された法人及び新設分割により設立された法人については、承継日から30日以内に提出	
—	法定代理人の登記事項証明書		△	△	△	△	申請者が未成年者であり、その法定代理人が法人の場合に提出(規則第4条第1項第11号)	
様式第20号	営業の沿革 (※)		○	○	○	○		○
様式第20号の2	所属建設業者団体 (※)		○	○	○	○	該当なしの場合「該当なし」と記載	○
—	納税証明書(事業税) ※直前1年の各年度		○	○	○	○	合併新設法人、新設分割法人を除く	
様式第20号の3	主要取引金融機関名		○	○	○	○		○
—	譲渡及び譲受けに関する契約書(写し)		○	—	—	—	・株主総会の承認が不要な場合を除き、株主総会の承認を受けたものを提出	

譲渡 合併 分割 相続

提出書類等	譲渡及び譲受けに関する法人の意思の決定を証する書類(写し) ・株主総会の決議録 ※ ・社員総会の決議録 ・無限責任社員の同意書 ・総社員の同意書 ※ 簡易事業譲渡(会社法第467条第1項第2号かつこ書)に該当し、株主総会の承認が不要である場合は、事業の譲渡及び譲受けに関する法人の意思の決定を証する書類(取締役会議事録等)の写しを提出	○	-	-	-	・被承継人(被承継人が複数である場合は、全ての被承継人)及び承継人それぞれについて提出 ・個人については提出不要
	合併に関する法人の意思の決定を証する書類(写し) ・株主総会の決議録 ※ ・社員総会の決議録 ・無限責任社員の同意書 ・総社員の同意書 ※ 簡易吸収合併(会社法第784条第2項、第796条第2項)に該当し、株主総会の承認が不要である場合は、合併に関する法人の意思の決定を証する書類(取締役会議事録等)の写しを提出		○			被承継人(被承継人が複数である場合は、全ての被承継人)及び承継人それぞれについて提出 (合併の場合) 以下の全ての法人に係るものが必要 ・合併消滅法人 ・合併により消滅する法人であって建設業許可を受けていない法人 ・合併存続法人
	合併契約書の写し及び合併比率説明書		○			株主総会の承認を受けたもの(会社法で株主総会の承認が不要とされる場合を除く)
	合併の方法及び条件が記載された書面		○			吸収合併・新設合併の別及び合併の条件(合併契約書のとおりである場合はその旨)を記載
	分割に関する法人の意思の決定を証する書類(写し) ・株主総会の決議録 ※ ・社員総会の決議録 ・無限責任社員の同意書 ・総社員の同意書 ※簡易吸収分割(会社法第796条第2項)又は簡易新設分割(同法第805条)に該当し、株主総会の承認が不要である場合は、分割に関する法人の意思の決定を証する書類(取締役会議事録等)の写しを提出			○		被承継人(被承継人が複数である場合は、全ての被承継人)及び承継人それぞれについて提出 (分割の場合) 以下の全ての法人に係るものが必要 ・分割承継法人 ・分割によりその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継させる法人
	分割契約書(新設分割の場合においては、分割計画書)の写し及び分割比率説明書			○		株主総会の承認を受けたもの(会社法で株主総会の承認が不要とされる場合を除く)
	分割の方法及び条件が記載された書類			○		吸収分割・新設分割の別及び分割の条件(分割契約書又は分割計画書のとおりである場合はその旨)を記載
	申請者以外の相続人同意書	-	-	-	○	申請者以外に相続人がある場合には、申請者以外のすべての相続人が当該建設業を申請者が継続して営業することに同意する旨を記載した書面に申請者以外のすべての相続人が住所及び氏名を記載した同意書
	相関図等	-	-	-	△	相続人が複数いる場合のみ
	委任状	△	△	△	△	行政書士による代理申請の場合必要 ※被承継人、後継人全員必要(連名可)
確認資料	営業所の写真(本店及び支店等)	△	△	△	△	変更がある場合、提出
	500万円以上の残高証明書<注4>	△	△	△	△	主要取引金融機関の「現在残高証明日」が申請日前1か月以内のもの
	経營業務の管理責任者等の経験の確認資料	○	○	○	○	変更がない場合、前回許可申請時の経営証明書(様式第7号)の写しでも可
	75歳以上常勤していることの申立書(経管、専技、令3条使用人)	△	△	△	△	
	常勤役員等、常勤役員等を直接に補佐する者の常勤性の確認資料	○	○	○	○	認可申請時点において、提出が困難な場合には、事業承継後すみやかに提出すること。(概ね2週間以内)
	専任技術者の「実務経験」の確認資料	△	△	△	△	

<注1> 個人の場合は添付不要。「役員等」とは、従来からの役員に加え、相談役及び顧問(非常勤を含む)、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主等(個人である者に限る)を含む。

<注2> 顧問、相談役、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主については、提出不要。

<注3> 附属明細表については特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が提出します。ただし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。  
① 資本金の額が1億円超であるもの ② 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であるもの

<注4> 一般建設業許可で、直近の財務諸表の自己資本の額が500万円に満たない場合に必要。また、一般建設業許可であれば、被承継人が認可申請直前の過去5年間、許可を受けて継続して営業した実績を有する場合、承継人は、承継の日に被承継人の建設業者としての地位を承継することから、承継人は被承継人の過去5年間の営業実績も引き継ぐこととなるため、財産的要件の基準に適合するものとして取り扱うので、残高証明書は不要。

<注5> 既に承継元又は承継先で専任技術者となっており、承継後の担当業種や資格区分に変更がない場合は省略可

※ 承継人が建設業者(許可業者)である場合における認可申請者が提出を省略できる書類については、譲渡及び譲り渡し又は合併若しくは分割のときは法施行規則第13条の2第7項、相続のときは法施行規則第13条の3第5項を参照のこと。なお、本県への申請においては、審査を円滑に行う観点から、当分の間、原則として省略せず提出してください。

※ 上記資料の中には、法施行規則第13条の2第6項及び第13条の3第4項の規定により、本県独自の提出資料も含まれます。このほか必要と認める場合は、追加して個別に提出を求めることがあります。

■長崎県の許可業者が大臣認可を受ける場合に提出する必要があります ※正本1部

様式第22号の9(承継)	届出書(譲渡等に係る認可申請した旨の届出)	大臣への認可申請後速やかに	郵送可(宛先)〒850-8570 長崎市尾上町3-1 長崎県土木部監理課 建設業指導班 宛
様式第22号の12(相続)	届出書(相続に係る認可申請した旨の届出)		